



島根県報

平成28年3月31日（木）

号外第90号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第65号）

1 規則の概要

(1) 平成28年度組織改正を次のように行うこととした。

部	課	改正の概要
総務部	総務課	「私学・県立大学室」を設置
健康福祉部	青少年家庭課	「子ども・子育て支援室」を廃止 「子ども・子育て支援課」を設置

(2) その他所要の改正

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第65号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表以外の部分中「中欄」を「右欄」に改め、「置き、同欄に掲げる課等にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ又はスタッフを」を削り、同項の表を次のように改める。

部又は局	課等
政策企画局	政策企画監室、秘書課、広聴広報課、統計調査課
総務部	総務課、人事課、財政課、税務課、管財課、営繕課、総務事務センター
防災部	消防総務課、防災危機管理課、原子力安全対策課
地域振興部	地域政策課、しまね暮らし推進課、市町村課、情報政策課、交通対策課
環境生活部	環境生活総務課、人権同和対策課、文化国際課、自然環境課、環境政策課、廃棄物対策課
健康福祉部	健康福祉総務課、地域福祉課、医療政策課、健康推進課、高齢者福祉課、青少年家庭課、子ども・子育て支援課、障がい福祉課、薬事衛生課
農林水産部	農林水産総務課、農業経営課、農産園芸課、畜産課、農村整備課、農地整備課、林業課、森林整備課、水産課、漁港漁場整備課
商工労働部	商工政策課、観光振興課、産業振興課、企業立地課、中小企業課、雇用政策課
土木部	土木総務課、技術管理課、用地対策課、道路維持課、道路建設課、高速道路推進課、河川課、斐伊川神戸川対策課、港湾空港課、砂防課、都市計画課、下水道推進課、建築住宅課
出納局	会計課、審査指導課

第12条第2項の表以外の部分中「中欄」を「右欄」に改め、「置き、同欄に掲げる課に同表の右欄に掲げるグループを」を削り、同項の表を次のように改める。

部	課
農林水産部	しまねブランド推進課
商工労働部	

第12条第5項の表以外の部分中「中欄」を「右欄」に改め、「置き、同欄に掲げる室又はセンターに同表の右欄に掲げるグループ又はスタッフを」を削り、同項の表を次のように改める。

課	室又はセンター
広聴広報課	県民対話室
総務課	私学・県立大学室、竹島対策室
人事課	行政改革推進室、福利厚生室
管財課	財産活用推進室
原子力安全対策課	避難対策室、原子力環境センター
環境生活総務課	NPO活動推進室、男女共同参画室、消費とくらしの安全室
人権同和対策課	人権啓発推進センター
文化国際課	文化振興室
環境政策課	宍道湖・中海対策推進室
医療政策課	医師確保対策室
健康推進課	がん対策推進室
農産園芸課	食の安全推進室
畜産課	家畜病性鑑定室
農地整備課	国営事業対策室
林業課	木材振興室
森林整備課	鳥獣対策室
水産課	水産しまね振興室
観光振興課	しまねの魅力発信室
しまねブランド推進課	貿易促進支援室
産業振興課	情報産業振興室
中小企業課	経営力強化支援室
土木総務課	建設産業対策室
技術管理課	長寿命化推進室
河川課	河川開発室
都市計画課	景観政策室
建築住宅課	建築物安全推進室

第12条第7項の次に次の1項を加える。

8 前各項に規定する課、室又はセンターに、必要に応じて別に定めるグループ又はスタッフを置く。

第14条第1項の表地域振興部の部地域政策課の項第1号中「第5号及び第7号」を「第3号及び第5号」に改め、同項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り上げ、同部しまね暮らし推進課の項に次の2号を加える。

(9) しまね海洋館に関すること。

(10) 公益財団法人しまね海洋館の業務運営の指導に関すること。

第14条第1項の表地域振興部の部市町村課の項第3号中「島根県」を削り、同部情報政策課の項第1号中「情報通信基盤整備に関する基本政策の企画立案」を「情報化施策の総合的な企画」に改め、同項第3号から第9号までを次のように改める。

(3) 携帯電話不感地域対策に関すること。

(4) 市町村の情報化施策の支援に関すること。

(5) 電子自治体の推進に関すること。

- (6) 情報セキュリティ対策に関すること。
 (7) 情報通信システムの全体最適化に関すること。
 (8) 情報通信システムの整備及び管理運営に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
 (9) 情報通信ネットワークの整備及び管理運営に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第14条第1項の表環境生活部の部自然環境課の項第10号中「隠岐世界ジオパークの支援」を「隠岐ユネスコ世界ジオパークの支援及び活用推進」に改め、同表健康福祉部の部健康推進課の項第1号中「特定疾患」を「難病・小児慢性特定疾病」に改め、同部青少年家庭課の項中第9号及び第10号を削り、同項の次に次の1項を加える。

子ども・子育て支援課

- (1) 少子化対策の推進及び総合調整に関すること。
 (2) 児童福祉に関すること（保育に関するものに限る。）。

第14条第1項の表農林水産部の部農産園芸課の項に次の1号を加える。

- (17) 農産物検査に関すること（食の安全推進室）。

第14条第1項の表農林水産部の部林業課の項中第28号を第29号とし、第20号から第27号までを1号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の1号を加える。

- (20) 全国植樹祭の島根県招致及び開催準備に関すること。

第14条第1項の表土木部の部斐伊川神戸川対策課の項第4号中「用地交渉」を「用地補償」に改め、同部都市計画課の項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、同部建築住宅課の項に次の1号を加える。

- (20) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の施行に関すること（建築物安全推進室）。

第14条第1項の表出納局の部会計課の項第6号を削る。

第20条中「プロジェクトチーム」を削り、「係」の次に「（地方機関に置かれる課に必要なに応じて置かれるものであって、別に定めるものをいう。）」を加える。

第21条第2項の表以外の部分中「第1欄」を「左欄」に、「第2欄」を「中欄」に、「第3欄」を「右欄」に改め、「置き、同欄に掲げる課に同表の第4欄に掲げる係を」を削り、同項の表を次のように改める。

局等	部	課、スタッフ又は担当
県民局		総務課、地域振興課、観光振興課、税務課
隠岐保健所	総務保健部	総務医事課、健康増進課、島前保健環境課、島前地域危機管理スタッフ
	環境衛生部	環境衛生課、島前保健環境課、島前地域危機管理スタッフ
農林局	総務企画部	総務担当、総合振興スタッフ、調査計画スタッフ
	農政・普及部	農業振興課、島後地域振興課、島前地域振興課
	家畜衛生部	家畜衛生スタッフ
	林業部	林業振興・普及第一課、林業振興・普及第二課
水産局		総務課、水産課、漁港課
県土整備局		企画調整スタッフ
	業務部	総務課、用地課
	維持管理部	管理課、維持課
	農林工務部	農村整備課、治山・林道課
	土木工務部	土木工務第一課、土木工務第二課
	建築部	
		技術管理スタッフ

第21条第5項を次のように改める。

- 5 支庁県土整備局島前事業部に業務課、工務第一課及び工務第二課を置く。

第21条第8項の表県民局の部第15号中「島根県」を削り、同表農林局の部林業部の項第22号中「及び狩猟」を「及び管理並びに狩猟」に改める。

第22条第2項の表以外の部分中「第1欄」を「左欄」に、「第2欄」を「中欄」に、「第3欄」を「右欄」に改め、「置き、同欄に掲げる課に同表の第4欄に掲げる係を」を削り、同項の表を次のように改める。

県民センター	部等	課又はスタッフ
東部県民センター	総務管理部	総務課、施設管理課
	納税部	特別滞納整理スタッフ、収納管理課、納税課、自動車税管理課、隠岐税務課
	課税部	課税調査スタッフ、法人課税課、自動車・個人課税課、家屋調査課、不動産課税課
西部県民センター	総務企画部	総務課、施設管理課、地域振興課
	税務部	特別滞納整理スタッフ、納税課、課税調査スタッフ、法人・軽油課税課、不動産・自動車課税課
	商工労政事務所	観光振興課、商工振興課

第22条第4項の表以外の部分中「中欄」を「右欄」に改め、「置き、同欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる係を」を削り、同項の表を次のように改める。

事務所	課又はスタッフ
東部県民センター雲南事務所 東部県民センター出雲事務所 西部県民センター益田事務所	総務課、納税課
西部県民センター県央事務所	総務課、納税課、川本駐在スタッフ

第22条第6項の表総務管理部及び総務企画部の部第11号中「島根県」を削り、同表事務所の部第8号中「島根県」を削る。

第31条第2項中「及び学芸課」を「学芸課及び学芸調整スタッフ」に改める。

第36条第3項の表以外の部分中「第1欄」を「左欄」に、「第2欄」を「中欄」に、「第3欄」を「右欄」に改め、「置き、同欄に掲げる課に同表の第4欄に掲げる係を」を削り、同項の表を次のように改める。

保健所	部	課、スタッフ又は担当
松江保健所	総務保健部	総務課、心の健康支援課、健康増進課、医事・難病支援課
	環境衛生部	衛生指導課、環境保全課
雲南保健所	総務保健部	総務企画スタッフ、健康増進課、医事・難病支援課
益田保健所	環境衛生部	衛生指導課、環境保全課
出雲保健所	総務保健部	総務課、心の健康支援課、健康増進課、医事・難病支援課
	環境衛生部	衛生指導課、動物管理課、環境保全課
県央保健所	総務保健部	総務企画スタッフ、健康増進課、医事・難病支援課
	環境衛生部	衛生指導課、環境保全課
浜田保健所	総務保健部	総務担当、健康増進課、医事・難病支援課
	環境衛生部	衛生指導課、環境保全課、検査課
隠岐保健所	総務保健部	総務医事課、健康増進課、島前保健環境課、島前地域危機管理スタッフ
	環境衛生部	環境衛生課、島前保健環境課、島前地域危機管理スタッフ

第36条第4項の表総務保健部の部第6号中「特定疾患」を「難病・小児慢性特定疾病」に改める。

第37条第3項の表以外の部分中「中欄」を「右欄」に改め、「置き、同欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる係を」を削

り、同項の表を次のように改める。

部	課、科又はスタッフ
	企画調整・GLPスタッフ
総務企画部	総務企画情報課
保健科学部	細菌科、ウイルス科
環境科学部	大気環境科、水環境科、湖沼環境スタッフ

第40条第2項の表以外の部分中「中欄」を「右欄」に改め、「置き、同欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる係を」を削り、同項の表を次のように改める。

児童相談所	課、スタッフ又は室
中央児童相談所	相談支援課、判定保護課、総務企画・女性連携スタッフ、隠岐相談室
出雲児童相談所 浜田児童相談所 益田児童相談所	相談支援課、判定保護課、総務・女性相談スタッフ

第43条第2項を次のように改める。

2 心と体の相談センターに、地域支援課及び相談判定課を置く。

第46条第2項の表以外の部分中「第1欄」を「左欄」に、「第2欄」を「中欄」に、「第3欄」を「右欄」に改め、「置き、同欄に掲げる課に同表の第4欄に掲げる係を」を削り、同項の表を次のように改める。

農林振興センター	部	課又はスタッフ
東部農林振興センター	総務企画部	総務課、総合振興スタッフ、調査計画スタッフ、国営担当スタッフ
	農政部	農政課、農業振興課
	松江農業普及部	松江北地域振興課、松江南地域振興課
	松江家畜衛生部	家畜衛生課
	出雲家畜衛生部	家畜衛生課、防疫業務課
	林業部	林業振興課、森林保全課、松江地域林業普及課
西部農林振興センター	総務企画部	総務課、総合振興スタッフ、調査計画スタッフ、国営担当スタッフ
	農政部	農政課、農業振興課
	浜田農業普及部	浜田地域振興課、江津地域振興課
	江津家畜衛生部	家畜衛生課、防疫業務課
	益田家畜衛生部	家畜衛生課
	林業部	林業振興課、森林保全課、浜田地域林業普及課
		石見木材振興スタッフ 構造対策緊急地域・6次産業スタッフ

第46条第9項の表林業部の部第22号中「及び狩猟」を「及び管理並びに狩猟」に改め、同表事務所の部林業部の項第16号中「及び狩猟」を「及び管理並びに狩猟」に改める。

第54条第2項を次のように改める。

2 水産事務所に、総務課、水産課及び漁港課を置く。

第61条第2項の表以外の部分中「中欄」を「右欄」に、「スタッフ」を「又はスタッフ」に改め、「又はプロジェクトチームを置き、同欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を」を削り、同項の表を次のように改める。

部	課、科又はスタッフ
	総務調整課、研究企画スタッフ、戦略機動スタッフ
技術部	有機材料技術科、無機材料技術科、環境技術科、生物応用科、生産技術科、電子・電気技術科、情報・ヒューマンアメニティ科

プロジェクト推進部

第61条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第64条第2項の表以外の部分中「第1欄」を「左欄」に、「第2欄」を「中欄」に、「第3欄」を「右欄」に改め、「置き、同欄に掲げる課に同表の第4欄に掲げる係を」を削り、同項の表を次のように改める。

県土整備事務所	部	課又はスタッフ
松江県土整備事務所		企画調整スタッフ
	業務部	総務課、契約業務課
	用地部	用地第一課、用地第二課
	維持管理部	管理課、維持課
	農林工務部	農村整備課、ほ場整備第一課、ほ場整備第二課、農道・防災課、治山・林道課
	土木工務部	土木工務第一課、土木工務第二課、土木工務第三課、都市整備課
	建築部	建築課
雲南県土整備事務所		企画調整スタッフ
	業務部	総務課、契約業務課、用地課
	維持管理部	管理課、維持課
	農林工務部	農村整備課、ほ場・防災課、農道整備課、治山・林道課
	土木工務部	土木工務第一課、土木工務第二課、土木工務第三課
	建築部	
		技術管理スタッフ 志津見ダム・尾原ダム対策スタッフ
出雲県土整備事務所		企画調整スタッフ
	業務部	総務課、契約業務課
	用地部	用地第一課、用地第二課、高速道路用地スタッフ
	維持管理部	管理第一課、管理第二課、維持第一課、維持第二課
	農林工務部	農村整備課、水利課、農道・防災課、治山・林道課
	土木工務部	土木工務第一課、土木工務第二課、土木工務第三課、土木工務第四課、都市整備課
	建築部	建築課
県央県土整備事務所		企画調整スタッフ
	業務部	総務課、契約業務課、用地課
	維持管理部	管理課、維持課
	農林工務部	農村整備課、治山・林道課
	土木工務部	土木工務第一課、土木工務第二課
	建築部	
		技術管理スタッフ
浜田県土整備事務所		企画調整スタッフ
	業務部	総務課、契約業務課、用地第一課、用地第二課
	維持管理部	管理課、維持第一課、維持第二課、八戸ダム管理課、ダム管理課

	農林工務部	農村整備課、農道整備課、防災課、治山・林道第一課、治山・林道第二課
	土木工務部	土木工務第一課、土木工務第二課、土木工務第三課、土木工務第四課
	建築部	建築課
		技術管理スタッフ
益田県土整備事務所		企画調整スタッフ
	業務部	総務課、契約業務課、用地第一課、用地第二課、高速道路用地スタッフ
	維持管理部	管理第一課、管理第二課、維持課
	農林工務部	農村整備課、農道・防災課、治山・林道課
	土木工務部	土木工務第一課、土木工務第二課、土木工務第三課
	建築部	建築課
		技術管理スタッフ

第64条第4項の表以外の部分中「中欄」を「右欄」に改め、「置き、同欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる係を」を削り、同項の表を次のように改める。

事業所	課又はスタッフ
松江県土整備事務所広瀬土木事業所	業務課、管理課、維持課、工務課、布部ダム管理課
雲南県土整備事務所仁多土木事業所	業務課、維持管理課、工務課
県央県土整備事務所大田事業所	企画調整スタッフ、業務課、管理課、維持・ダム課、農村整備課、土木工務第一課、土木工務第二課
益田県土整備事務所津和野土木事業所	業務課、管理課、維持課、工務第一課、工務第二課、災害事業調整スタッフ、災害工務課

第64条第5項の表中浜田県土整備事務所維持管理部の項を削り、同条第6項中「置き、同課に業務係及び施設係を」を削り、同条第7項の表企画調整スタッフの部中第3号から第6号までを次のように改める。

- (3) 危機管理に関すること。
- (4) 予算及び事業の調整に関すること。
- (5) 総合評価方式入札制度に関すること。
- (6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関すること。

第64条第7項の表企画調整スタッフの部に次の2号を加える。

- (7) 公共工事のコスト縮減に関すること。
- (8) 建設副産物対策に関すること。

第64条第7項の表業務部の部第3号中「庁用車」を「公用車」に改め、同部第4号中「邑智郡における」及び「(県央県土整備事務所に限る。)」を削り、同部中第8号を削り、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 水防に関すること。

第64条第7項の表維持管理部の部中「、第19号及び第20号に規定する事務のうちダム管理所の所掌に属するもの」を削り、同表事業所の部第8号中「に限る。」の次に「広瀬土木事業所、」を加え、同表ダム管理所の部を削る。

第65条第3項の表以外の部分中「中欄」を「右欄」に改め、「置き、同欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる係を」を削り、同項の表を次のように改める。

部	課又はスタッフ
業務部	業務課
工務部	第二浜田ダム建設課、浜田ダム再開発課、第二浜田ダム道路課、波積ダム建設課、矢原川

	ダム建設課
	企画調整スタッフ
	技術管理スタッフ

第66条第3項を次のように改める。

- 3 出雲空港管理事務所に、業務課、施設課、企画調整スタッフ及び技術管理スタッフを置く。

第68条第2項を次のように改める。

- 2 浜田港湾振興センターに、貿易振興スタッフ、港湾振興課、管理課、企画調整スタッフ及び技術管理スタッフを置く。

第69条第2項の表中

「

島根あさひ社会復帰促進センター診療所
心と体の相談センター

を

」

「

島根あさひ社会復帰促進センター診療所
児童相談所
心と体の相談センター

に改める。

」

第70条第2項の表中雲南保健所環境衛生部食品衛生機動監視課の部から隠岐保健所環境衛生部食品衛生機動監視課の部までを削る。

第71条第1項の表法律によるものの部島根県自然環境保全審議会の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同部島根県後期高齢者医療審査会の項の次に次の1項を加える。

島根県指定難病等審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成26年法律第50号) 第7条第2項による特定医療費及び児童福祉法第19条の3による小児慢性特定疾病医療費の支給認定に関する処分についての審査に関する事務
-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------

第71条第1項の表条例によるものの部中公務災害補償等認定委員会の項の次に次の1項を加える。

島根県行政不服審査会	行政不服審査法(平成26年法律第68号) 第43条第1項の規定により諮問された事項についての審議に関する事務
------------	--------------------------------------------------------

第71条第1項の表条例によるものの部島根県子ども・子育て支援推進会議の項「青少年家庭課」を「子ども・子育て支援課」に改める。

附則第3項の前の見出し及び同項を削り、附則第4項中「、災害用地課、災害工務第一課及び災害工務第二課」を「及び災害工務課」に改め、同項を附則第3項とし、同項に見出しとして「(存置期限)」を付し、附則中第5項を第4項とし、第6項から第35項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。